

第 1 1 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 2 1 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 21 分

2. 開催場所 中央公民館 3 階 大会議室

3. 出席委員（1 2 名）

1	山 本 伸 男	2	山 本 弥 須 弘	3	篠 崎 英 明	4	渡 邊 康 志
5	中 本 誉	6	兵 頭 正 男	7	那 須 健 一	8	山 田 耕 二
9	清 家 壽 秋					1 2	毛 利 久 志
1 3	兵 頭 知 幸	1 4	谷 口 雄 記				

4. 欠席委員（2 名）

1 0	山 下 展 輝	1 1	浅 野 剛 志				
-----	---------	-----	---------	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 4 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 4 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 4 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥 藤 幸 利	次長	丸 山 貴 広	主事	水 代 康 成
----	---------	----	---------	----	---------

7. 会議の概要

事 務 局	（司会進行）
会 長	（会長挨拶）
事 務 局	（司会進行）
議 長	ただいまの出席委員は<u>1 1</u>名であります。 山田委員につきましてはもうじきこられると思いますので、1 2 名となることと思います。 <u>山下農業委員、浅野農業委員、山本推進委員</u>より欠席の連絡を受けていま

	す。定数に達しておりますので、これより第 11 回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第 1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第 3 9 条の規定により、本日の議事録署名委員に 7 番 な す けんいち 那須 健一 委員、8 番 やまだ こうじ 山田 耕二 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第 2 議案第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位 1 番について、 やまもと や す ひろ 山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 4 5 号 順位 1 番 説明】
山 本 委 員	5 月 1 7 日に善家推進委員、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 4 5 号 順位 1 番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
兵 頭 委 員	1 3 番の兵頭です。 重ねとる土地があるので、これはどういうわけで重ねとるのかちょっとお聞きしたいと思ひまして。
議 長	事務局どうぞ
事 務 局	私の方から説明させていただきます。時々こういう案件があるのですが、実際今回購入されるところは畑で一応貸し付けられてるところが田んぼということで田んぼの耕作は機械等の所有の関係でできないこともあって、貸し付けをされとります。なので今度は野菜を作るということで、問題ないかと思ひます。
議 長	わかりました。他にございませんか。 ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 4 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は

	申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位１番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	今、山田委員が来られましたので１２名ということでよろしく願います。
議 長	次に順位２番について、山本伸男委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号１番 山本です。 議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位２番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第４５号 順位２番 説明】
山 本 委 員	５月１７日に譲受人、井伊推進委員、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第４５号 順位２番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位２番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位２番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第３ 議案第４６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位１番について、山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号２番 山本です。 議案第４６号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」順位１番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第４６号 順位１番 説明】

山 本 委 員	5月17日に申請代理人、善家推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第46号 順位1番 説明】
山 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議 長	(質問、意見等なし)
各 委 員	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
議 長	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位2番について、 ^{せいけとしあき} 清家壽秋委員より説明願います。
清 家 委 員	議席番号9番 清家です。 議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第46号 順位2番 説明】
清 家 委 員	5月17日に西川推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第46号 順位2番 説明】
清 家 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第46号「農地法第4条1項の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長	続いて日程第４ 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位１番について、那須健一 ^{な す けんいち} 委員より説明をお願いします。
那 須 委 員	議席番号７番 那須です。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位１番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第４７号 順位１番 説明】
那 須 委 員	５月１７日に、申請者の代理人１名、芝推進委員、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第４７号 順位１番 説明】
那 須 委 員	今回先ほど事務局から言われた手直しの点あったと思いますが、この申請は、問題ないと考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位１番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位１番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議 長	次に順位２番について、毛利久志 ^{もうりひさし} 委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号１２番 毛利です。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位２番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第４７号 順位２番 説明】
毛 利 委 員	５月１７日に譲渡人、譲受人、浅野農業委員、事務局２名の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第４７号 順位２番 説明】
毛 利 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位２番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位２番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位３番について、 ^{ひょうどうまさお} 兵頭正男委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号６番 兵頭です。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位３番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第４７号 順位３番 説明】
兵 頭 委 員	５月１７日に譲渡人、宇都宮推進委員、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第４７号 順位３番 説明】
兵 頭 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
清 家 委 員	ちょっといいですか、９番清家ですが、事務局に確認したいんですけど農地法が変わって役目を終えた場合には必ず撤去するとか法律が変わるとかちょっと忙しくて勉強できてないんですけどそういうなんか聞いてます？ 野放しになったらいかんので変えようとか言う動きがあって、発電が終わったときに確か撤去しないとダメになるのかなる予定か。これ今回４件もありますけどそれに該当してるかどうかちょっと知りたかったんですが。
事 務 局	その辺の情報は入ってませんので、また調べておきます。
清 家 委 員	いつも言ってますけど、斡旋しなかった時にずっと野放しになったら困るよ。Google アースで見たら、そういう廃棄地ばかり映ったのでは困るので、役目を終えた時にちゃんと撤去してもらわないと困るなという問題意識を持っていますので調べといてくださいね。
事 務 局	条件付きとかいうのは農地法上ではなかなか厳しいなと思います。そういう法律ができれば、また今後変わっていくかなと。
議 長	他にご意見ございませんか。 ご意見もないようですので採決いたします。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位３番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位３番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位４番について、毛利 ^{もうり} 久志 ^{ひさし} 委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号１２番 毛利です。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位４番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第４７号 順位４番 説明】
毛 利 委 員	５月１７日に譲受人、浅野農業委員、事務局２名の計４名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第４７号 順位４番 説明】
毛 利 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位４番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位４番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	次に順位５番について、毛利 ^{ひさし} 久志委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号１２番 毛利です。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位５番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第４７号 順位５番 説明】
毛 利 委 員	５月１７日に譲渡人、譲受人、浅野農業委員、事務局２名の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第４７号 順位５番 説明】
毛 利 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位５番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、順位５番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第５ 議案第４８号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題いたします。 順位１番から４１番までを一括審議し、順位４２番以降は該当委員退席後に審議します。事務局より説明願います。
事 務 局	それでは順位１番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第４８号 順位１番から４１番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、順位１番から４１番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第４８号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位１番から４１番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第４８号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位１番から４１番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	中本委員は退席願います。
	(中本委員 退席)
議 長	それでは、順位４２番について事務局より説明願います。

事 務 局	順位 4 2 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 4 8 号 順位 4 2 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 4 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 4 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 4 2 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 4 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 4 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は中本委員を呼んできてください。
	(中本委員 着席)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 1 1 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	7 番
	8 番

[illegible]